

原因者負担命令取消請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

今回の訴訟事例紹介について

今回紹介する事例は、道路法（以下「法」という。）第五十八条第一項に基づく原因者負担金の範囲を争点とした訴訟である。

原因者負担金とは、他の工事又は行為により必要を生じた道路に関する工事等の費用について、他の工事又は行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させることができるとする制度である。具体的な争点は、費用を負担する者が負担すべき額の範囲である道路に関する工事の費用について、機能復旧に必要な金額の全部が適当であるのか、そこから減価償却分を控除した金額の一部が適当であるのか、ということである。

〔事例一〕は、減価償却分を控除した額が適当と判断された事例であり、〔事例二〕は、機能復旧に必要な全部が適当と判断された事例である。いずれも地裁判決であるが、〔事例二〕は確定判決である。〔事例一〕は判決後、被告北海道は控訴しており、今後の高裁判決の動向は注視に値す

るものと考えている。

事例一

北海道道復旧工事費用負担処分取消請求事件

〔一審判決〕平成一五年一〇月一〇日

札幌地方裁判所 請求一部認容

（平成一五年一〇月二四日被告控訴 審理中）

1 事件の概要

原告は、被告の管理する道道丸駒線において、路外に設置されていた定置式凍結防止剤自動散布装置（以下「本件装置」という。）に衝突しこれを損壊した。被告は、原告に対し、法第五十八条第一項に基づき、本件装置の機能回復に必要な金額の全部の負担を命ずる処分（以下「本件処分」という。）を行った。原告は、本件処分について、必要を生じた限度を超えた違法があると主張し、その取消を求めた。（処分金額…三五一万七五〇〇円）

2 原告の主張

法第五十八条第一項は、道路に関する工事又は道路の維持の費用について、「その全部又は一部」を原因者に負担させるとしている。したがって、被告は、当時の現存価値の範囲内で本件工事に要した費用の一部の負担を命ずべきであった。それにもかかわらず、本件工事に要した費用の全額を命じた本件処分は、道路管理者に与えられた裁量権の範囲を著しく逸脱するものであり、同項の「その全部又は一部」に違反する。

3 被告の主張

法第五十八条第一項は、「その全部又は一部」と規定しており、道路管理者の裁量によって原因者が負担すべき額を減額し得ると考える余地がある。しかし、本件においては、本件工事の費用全部が道路の機能回復に必要な限度であり、衡平の観点からみて、特に裁量により負担額を減額すべき必要性はないと判断したため、全額を負担させることとしたものであって、何ら不当な点はない。

4 判決

【概要】

原告の請求は、当時の現存価値を超える部分の取消を求め理由があるためこの限度で認容し、その余の部分は理由がないため棄却する。

【理由】

道路管理者の有する行政上の裁量権も無制限なものではなく、道路に関する工事又は道路の維持の費用が発生した原因や現に発生した費用の額などの諸事情を勘案し、衡平の理念からみて許容される限度において行使すべきであって、当該処分がこの範囲を超えている場合には、違法となると解すべきである。このことは、法第五八条第一項が「全部又は一部」と規定して、道路に関する工事等の費用について、必ずしも全部ではなく、一部だけを負担させることができることと定めていることとも符合する。

これを本件についてみると、

イ 本件装置の損壊は、原告の過失による事故によって生じたものであり、

ロ 原告の故意に基づく行為によるものではないこと、

ハ 本件装置は、その設置から二年余りが経過していること、本件装置自体が相当高額なものであり、本件工事によって設置された新装置自体の価格や新装置を設置するのに必要不可欠なものであると考えられる本件装置の設置費及び調整費用を含めると相当高額であること、

を考えると、本件工事に要した費用の全額を原告者である原告に負担させる本件処分は、原告に本

件装置の現存価値を超える高額の金銭の支払を命じ、道路管理者である被告に、現存価値を超える部分を利得させることになるのであって、衡平の観点から許容することができないものといわざるを得ない。

したがって、本件処分は、本件装置の現存価値を超える部分について原告に負担を命じている限度で違法である。

事例一

滋賀国道一六一号原因者負担金納付命令取消請求事件

〔二審判決〕平成八年一月一日

大阪地方裁判所 請求棄却（確定）

1 事件の概要

原告は、国道の路面凍結により、スリップ事故を起こして道路施設を損傷し、被告から法第五八条第一項に基づく原因者負担金納付命令を受けていた。原告は、事故の原因は路面凍結によるものであり、凍結を引き起こしたことは道路の管理の瑕疵に当たるものとして同命令の取消を求めたものである。（処分金額：一四三万一〇九九円）

2 判決

【概要】

本件命令に違法があるとはいえないため、原告の請求を棄却する。

【理由】

法第五八条第一項は、道路に対する損傷があった場合にその機能を回復するために要した費用の負担をその原因者に命じているものといえるから、ここでいう費用は損傷行為当時の価値の賠償ではなく、機能復旧に要する費用の趣旨であると解される。したがって、その費用が損傷当時の物件の価値を超えるものであるとしても、通常の復旧工事の範囲内と認められる限り、これをもって必要を生じた限度を超えたものということとはできない。

参考

「道路法解説」（大成出版社）第五八条部分より抜粋

(三) 負担金の範囲

1 減額の可否

撤去計画がある場合や老朽化したものについて、減価分を考慮すべきだろうか。

本条が定めるのは価値の復元ではなく、機能復旧（効用の原状回復）であるから、たとえ老朽化しているものでも、機能復旧に要する費用は負担させてよい。これが社会通念上不当と目されるような場合は「全部又は一部」の運用で対応するのが適当である。また「必要に生じた」ものである必要があるから、近日中に具体的な撤去計画があるような場合は、応急措置費用を限度とすべきであろう。